

令和 2 年 4 月 8 日

各児童発達支援センター 管理者 様
各障害児通所支援事業所 管理者 様

堺市子ども青少年局子ども青少年育成部
子ども家庭課長

緊急事態宣言後の障害児通所支援事業所等の対応について

令和 2 年 4 月 7 日、国において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第 32 条に基づく緊急事態宣言が発出されました。障害児通所支援事業所等（以下「事業所」という。）については、大阪府において法第 45 条第 2 項に基づく施設の使用制限及び停止の要請はありません。今後の事業所における対応については、下記のとおりとします。

記

- 利用児は、外出を自粛し、基本的に自宅で過ごしてください。（法第 45 条第 1 項）
- 施設の使用制限及び停止の要請はありません。ただし、今後、外出自粛等の協力要請の効果を見極めた上で検討するとされています。
- 利用児及び家族の状況を踏まえ、自宅等で過ごすことが可能な場合には通所を控えていただくなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、利用児に対し必要な支援を提供するようにしてください。
- 特に、利用児の障害の状況や家族の状況から支援の提供が必要である場合や、保護者が仕事を休めない場合で自宅等で 1 人で過ごすことができない利用児に配慮し支援を提供してください。
- 人員基準等の臨時的な取扱いにより、人員体制や定員超過等の減算は適用されませんが、開所にあたっては、利用児の安全確保、適切な療育の提供及び感染予防に十分に留意してください。
- 児童生徒の受入れにあたっては、事業所職員が本人の体温を計測し、発熱（37.5 度以上）が認められる場合には利用を断る取扱いとし、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとしてください。

- 事業所の職員（直接支援に当たる職員のほか、事務職、送迎担当職員等全ての職員及びボランティアを含む。）についても、出勤前に体温を計測し、発熱がある場合は、出勤しないよう徹底してください。
- 電話や居宅等での支援については、報酬の対象と認めていないため請求できませんので、ご注意ください。（保育所等訪問支援を除く。）
- 事業継続支援策として、独立行政法人福祉医療機構における融資制度、雇用調整助成金があります。

※ 休業される場合は、必ず事前に子ども家庭課まで連絡してください。

※ 利用児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患したことを把握した場合は、速やかに子ども家庭課に連絡してください。

（参考資料等）

・「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

・独立行政法人福祉医療機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp/>

・雇用調整助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html（厚生労働省ホームページ）

【問い合わせ先】

堺市 子ども青少年局

子ども青少年育成部

子ども家庭課 障害児支援係

電話：072 - 228 - 7331